

〒840-0816佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377 <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀県各地 面浮立

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ  
平紫衣24年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます …… 2
- 後納制度(国民年金保険料の納期限の園長)が始まります …… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 出産手当金 …… 4~5

●佐賀県社会保険協会

- 平成24年度 社会保険事務講習会開催のご案内 …… 6
- 平成24年度 年金シニアライフセミナーのご案内 …… 7

○年金相談窓口開設等のご案内 …… 8

●平成24年10月1日  
街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)がオープン! …… 8

●社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

健康づくり企画  
KARADA PLUS ONE 第4回

**カラダ**  
プラスワン

あなたも  
チャレンジ!

運動実施期間  
2012年9月1日~11月30日

受付期間  
2012年8月1日~9月30日  
(2012年9月1日~11月30日はイベント期間中)



職場内で回覧しましょう。

## 事業主の皆様へ

# 平成24年9月分から 厚生年金保険の保険料率が改定されます

平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成24年9月分(同年10月納付分)から平成25年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願い申し上げます。

現行	●一般の被保険者の方 …………… 16.412%	→	平成24年9月～ <b>16.766%</b>
	●日本たばこ産業株式会社の被保険者の方 … 16.412%		
	●旅客鉄道会社等の被保険者の方 …………… 16.412%		
	●農林漁業団体の事業所の被保険者の方 …… 16.412%		
現行	●坑内員・船員の被保険者の方 …………… 16.944%	→	平成24年9月～ <b>17.192%</b>

## 厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方 …………… 11.766% ～ 14.366%
  - 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方 …………… 12.192% ～ 14.792%
- ※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

従業員の方々へ  
通知等の励行を  
お願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

# 後納制度が 国民年金保険料の納期限の延長 始まります

国民年金制度は、  
20歳から60歳に到達するまでの  
40年の間に国民年金保険料を  
納めていただくことで  
満額の老齢基礎年金を  
受給することができます。



しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料の納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まります。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができますようになります。<sup>(注)</sup>

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」  
またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

注：後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

お問い合わせは『国民年金保険料専用ダイヤル』へ！



# 0570-011-050

050または070から始まる電話でおかけになる場合は  
**03-6731-2015**にお電話ください。

受	付
時	間

●月～金曜日 8:30 ~ 17:15

ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は19:00まで延長

●第2土曜日 9:30 ~ 16:00

祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

# 出産手当金



被保険者が出産のため会社を休み、事業主から給与が受けられないときは、出産手当金が支給されます。

申請書

## 健康保険出産手当金支給申請書

添付書類

(申請書内に医師証明、事業主証明も必要です)  
賃金台帳と出勤簿(タイムカード)の写し(申請期間と申請期間前1ヶ月分)



●出産手当金は、つぎの①②の条件を満たす場合に支給されます。

## 1 協会けんぽの被保険者の出産であること

- ※出産手当金は被保険者本人の出産についてのみ支給されます。(被扶養者の出産手当金はありません。)
- ※出産手当金の対象となるのは、妊娠4ヶ月(85日)以上の出産で、早産・死産・流産・人工妊娠中絶も含まれます。

## 2 産前産後期間中に仕事を休み、給与の支給が受けられないこと

- ※出産手当金の支給額は、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額(1円未満四捨五入)です。給与の支払いがあつて、出産手当金の支給額より少ない場合は、その差額が支給されます。出産手当金の支給額より多く給与を受けている場合は、その期間の分は支給されません。
- ・標準報酬日額…標準報酬月額を30日で割った額(10円未満四捨五入)
- ※出産手当金は、出産日(出産が産前予定日より遅れた場合は産前予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日の翌日以後56日までの期間で、支給要件を満たした期間について支給されます。(出産が産前予定日より遅れた場合は、遅れた日数だけ産前期間が増えます。)

産前予定日に産出した場合  
または産前予定日より早く産出した場合

出産日

産前予定日より42日間

産後56日間

産前予定日より  
α日遅れて産出した場合

産前  
予定日

出産日

産前予定日より42日間

α日間

産後56日間

- 出産手当金は産後56日以後であれば一括して請求できます。(希望する場合には、産後56日を経過する前でも、申請書提出日時点までの期間をそれぞれ分割して請求することも出来ます。)
- 出産手当金の支給期間中に傷病手当金も受けられる場合は、出産手当金の支給が優先します。既に傷病手当金が支給済のときは、出産手当金の内払いとみなし、出産手当金は傷病手当金支給済の期間を除いて支給されます。
- 出産手当金を受ける権利は、2年で時効にかかります。(休んだ日ごとにその翌日から起算)

## 資格喪失後の出産手当金

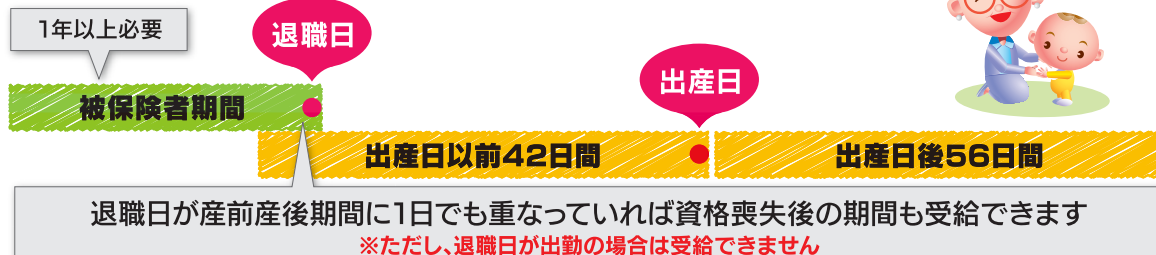
引き続き1年以上の被保険者期間がある (注) 被保険者が、退職時に 出産手当金の支給を現に受けているまたは支給を受けることができる (※) 場合は資格喪失後でも給付を受けることができます。

(※) 具体的には、「退職日当日が産前産後期間内である」かつ「退職日当日に仕事を休んでいる」という場合です。

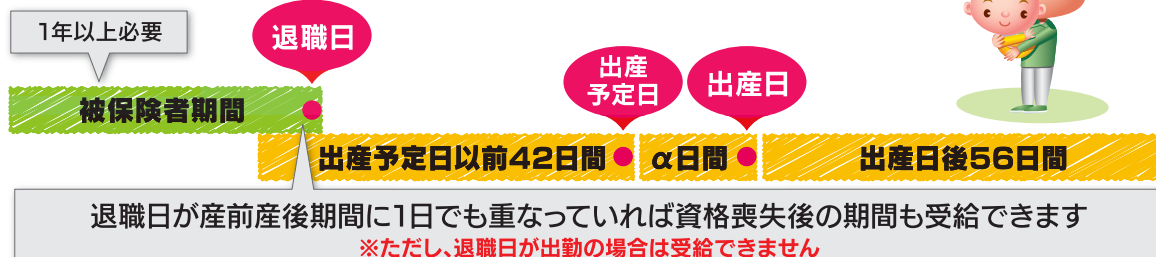
- 退職日当日だけが産前産後期間に入っている場合でも産後56日までの資格喪失後給付を受けられますが、**退職日の翌日以降に産前期間に入った場合は、資格喪失後の期間は一切給付対象になりません。** (出産日が出産予定日より遅れた場合でも、退職日が出産予定日以前42日 (※多胎妊娠の場合98日) 以内であれば、資格喪失後の給付を受けられます。)
- 「退職日当日に仕事を休んでいる」とは、**欠勤、公休、有給休暇いずれも含まず。退職日当日が出勤 (短時間でも) の場合は、資格喪失後の給付を受けられません。**
- **任意継続被保険者の出産手当金はありません。** 出産手当金の支給要件は、任意継続加入の有無とは関係なく、退職時に上記の条件を満たしているかどうかで判断されます。

(注) 「引き続き1年以上の被保険者期間がある」とは、現在の会社で1年なくても、それ以前の協会けんぽ (または健康保険組合) 加入期間から、間が空かずに連続加入していた期間が、1年以上ある場合も含まれます。任意継続の期間及び、共済組合や国民健康保険の加入期間などは除きます。

### 退職後、出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合



### 退職後、出産予定日よりα日遅れて出産した場合



〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階



全国健康保険協会 佐賀支部  
協会けんぽ

TEL 0952-27-0611

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ 佐賀

検索

毎月2回メールマガジンを配信しています。詳細はホームページをご覧ください。



平成  
24  
年度

# 社会保険事務講習会開催のご案内

## 『年金に関する講習』

国民年金及び厚生年金保険の給付、障害・遺族年金給付に関する受給要件や法律改定等、年金に関する講習を行います。

地区	日時	会場
佐賀会場	平成24年10月16日(火)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	平成24年10月22日(月)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
武雄会場	平成24年10月24日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	平成24年10月26日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師 ● 日本年金機構職員

● 実施期間 各会場共通: 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄 **50名** 鳥栖・唐津 **30名** (定員になり次第締め切ります)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 社会保険事務担当者の方

● 講師 日本年金機構職員

● 参加費 **会員事業所は無料** (但し、平成24年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会  
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



-----〈キリトリ線〉-----

## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場日時	( 佐賀 ・ 唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ) 会場 / 平成 年 月 日 ( )		
参加者氏名(2名まで)			
事業所名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 ( )		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成24年度

# 年金シニアライフ セミナー開催のご案内



佐賀県社会保険協会では、厚生年金保険の被保険者及びその配偶者を対象に年金制度を中心とした社会保険全般の知識、退職後の生きがい、家庭経済に必要な知識を提供し、充実したシニアライフを過ごしていただくためのセミナーを開催いたします。

実施時間  
各会場共通

12:40受付  
13:00開始  
16:40終了



●武雄会場

平成24年10月21日(日) 会場/(株)ニューハートピア  
武雄市武雄町永島15750-1

●唐津会場

平成24年10月28日(日) 会場/唐津国民宿舎虹の松原ホテル  
唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

●佐賀会場

平成24年11月11日(日) 会場/マリトピア  
佐賀市新栄東3-7-8

●鳥栖会場

平成24年11月18日(日) 会場/サンメッセ鳥栖  
鳥栖市本鳥栖町1819

対象者

50歳以上の厚生年金の被保険者及び配偶者の方  
健康保険委員・年金委員等 ◎特にご夫婦の参加をお勧めします

募集定員

各会場とも50名(ただし、申し込み先着順とします)  
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について  
ライフプランと生きがい・家庭経済等



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。  
定員になり次第締め切ります。

●お申込みお問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

●主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会・全国社会保険委員会連合会

(キリトリ線)



## 年金シニアライフセミナー 参加申込書 FAX.0952-26-3377

参加希望会場	1. 武雄会場	2. 唐津会場	3. 佐賀会場	4. 鳥栖会場	
事業所名					
参加者氏名	(被保険者・健保・年金委員)			年齢	歳
参加配偶者氏名				年齢	歳
参加者住所	〒		参加者 TEL		

※申込書にご記入して頂きました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

## 平成24年10月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 延長相談 19時まで	2 鹿島市民会館 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8	9 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談	10 有田町役場 東庁舎 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日
14	15 延長相談 19時まで	16 鹿島市民会館 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24 有田町役場 本庁舎 (予約)	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28	29 延長相談 19時まで	30	31			

年金相談の  
時間延長

週初めの開所日  
17:15～19:00

年金事務所  
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日  
受付時間 9:30～16:00

## 出張相談 予約制 相談時間 10:00▶15:00

出張相談所	予約申込先
多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

※年金事務所での予約による年金相談も受付けております。  
※希望される日の前日までに申し込みください。

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

※唐津・武雄年金事務所は、  
第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

## 街角の年金相談センター

# 鳥栖(オフィス)がオープン!

24年10月1日

相談日時をご予約いただけます!

予約専用電話番号

**☎0942-50-8151**  
(10月1日から予約受付開始)

※9月末までは佐賀年金事務所  
(0952)-31-4191でご予約を承ります。



日本年金機構は、年金相談のお客様ニーズに応えるため、10月1日(月)から、「街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)」を鳥栖市役所東別館1階に開設します。同センターでは社会保険労務士等が年金事務所と同様に、国民年金や厚生年金保険の受給に関するご相談や手続きを無料で行いますので、是非ご利用ください。また、お客様をお待たせすることが無いように、相談は原則予約制となっています。なお、同センターが開設されることから、これまで毎月第1～第4木曜日に鳥栖市役所2階で行ってまいりました、佐賀年金事務所の出張相談は9月末をもって廃止されますので、ご了承ください。

場所 鳥栖市役所東別館1階

時間 平日の午前8時30分～午後5時15分  
(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成24年9月分保険料の納付期限は平成24年10月31日(水)です。

ご注意ください

※平成24年9月分の社会保険料計算に係る届書は10月5日(金)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成24年9月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。